

○大分市従前居住者用賃貸住宅条例

平成11年9月28日

条例第31号

改正 平成11年12月15日条例第37号

平成12年9月27日条例第41号

平成14年12月17日条例第42号

平成16年12月17日条例第43号

平成20年3月28日条例第9号

平成24年12月17日条例第76号

平成27年7月21日条例第36号

平成28年9月20日条例第41号

平成29年12月19日条例第36号

令和元年12月16日条例第53号

令和2年12月15日条例第55号

令和5年3月22日条例第15号

令和7年3月28日条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 従前居住者用賃貸住宅 事業の円滑な推進を図るため、当該事業の施行に伴い住宅を失うこととなる者等に賃貸するために市が建設する住宅及びその附帯施設をいう。
- (2) 事業 大分都市計画事業大分駅南土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例（令和5年大分市条例第15号）による廃止前の大分都市計画事業大分駅南土地地区画整理事業施行条例（平成8年大分市条例第7号）第2条に規定する大分都市計画事業大分駅南土地地区画整理事業をいう。
- (3) 施行地区 大分都市計画事業大分駅南土地地区画整理事業施行条例を廃止する条例による廃止前の大分都市計画事業大分駅南土地地区画整理事業施行条例第3条に規定する施行地区をいう。
- (4) 共同施設 大分市営住宅条例（平成9年大分市条例第20号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第3号に規定する施設に相当するものをいう。
- (5) 収入 市営住宅条例第2条第5号に規定する収入に相当するものをいう。
- (6) 駐車場 従前居住者用賃貸住宅の共同施設として設置された駐車場をいう。

（令5条例15・一部改正）

(設置)

第3条 従前居住者用賃貸住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
駅南住宅みやびのもり	大分市金池南一丁目118番地
第2駅南住宅ふれあいのもり	大分市顕徳町一丁目119番地

(平14条例42・平28条例41・一部改正)

(入居者資格)

第4条 従前居住者用賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 事業の施行地区内に居住する者で、当該事業の施行に伴い、住宅を失うこととなる等により住宅に困窮するもののうち市長が規則で定める条件を満たすものであること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合においては、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）であること。
- (3) その者の収入がア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 市営住宅条例第6条第1項第3号アに規定する身体障害者等に相当する者である場合 市営住宅条例第6条第1項第3号アに規定する金額に相当する金額

イ ア以外の者の場合 市営住宅条例第6条第1項第3号イに規定する金額に相当する金額

(4) 市町村税を滞納していない者であること。ただし、市長が従前居住者用賃貸住宅の入居について特別の事情があると認める者については、この限りでない。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

2 前項の場合において、市長は、入居しようとする者のうち身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者について、その者が居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者であるか否かの判断を行うものとする。この場合において、当該判断の基準等については、市長が別に定めるものとする。

3 市長は、前項の判断をしようとする場合において必要があると認めるときは、市営住宅条例第6条第4項に規定する調査に相当する調査を行うことができる。

4 市長は、第1項の規定にかかわらず、施行地区内に居住する者で、事業の施行に伴い、仮住居が必要となるものを、必要と認められる期間に限り、従前居住者用賃貸住宅に入居させることができる。

5 市長は、第1項又は前項の規定により従前居住者用賃貸住宅に入居できる

者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、第1項又は前項の規定にかかわらず、市営住宅条例第6条第1項（同項第3号を除く。）の規定に該当する者であつて入居の際の収入が規則で定める基準に該当するものを入居させることができる。この場合において、入居者の募集方法及び選考方法については、市営住宅条例の規定（市営住宅に係る部分に限る。）の例による。

（平12条例41・平20条例9・平24条例76・平27条例36・
令2条例55・一部改正）

（入居の申込み）

第5条 前条に規定する入居者資格のある者で従前居住者用賃貸住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。

（入居者の選考）

第6条 市長は、前条第1項の規定により入居の申込みをした者の数が入居させるべき従前居住者用賃貸住宅の戸数を超える場合は、公開抽選によって入居者を決定するものとする。

2 市長は、20歳未満の子を扶養している寡婦又は寡夫、老人、心身障害者

及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに従前居住者用賃貸住宅に入居することを必要としているものについては、前項の規定にかかわらず、優先的に選考して入居させることができる。

(令 7 条例 3 3 ・ 一部改正)

(入居の手続)

第 7 条 入居決定者（第 4 条第 4 項の規定に該当することによる入居決定者を除く。）は、第 5 条第 2 項の規定による通知のあった日から 1 0 日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 市内に居住し、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人の連署する請け書を提出すること。

(2) 第 1 6 条に規定する敷金を納付すること。

2 入居決定者がやむを得ない事情により前項に規定する入居の手続を同項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に当該入居の手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第 1 項第 1 号に規定する請け書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

4 市長は、入居決定者が第 1 項又は第 2 項の手続を完了したときは、当該入居決定者に対して速やかに従前居住者用賃貸住宅の入居可能日を通知しなければならない。

5 入居決定者は、前項の規定により通知された入居可能日から14日以内に
入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限
りでない。

6 入居決定者は、従前居住者用賃貸住宅に入居後14日以内に入居届を市長
に提出しなければならない。

(平12条例41・一部改正)

(入居決定の取消し)

第8条 市長は、入居決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入居
の決定を取り消すことができる。

- (1) 入居申込書の記載事項に虚偽の事実があると判明したとき。
- (2) 前条第1項、第2項又は第6項に規定する手続をしないとき。
- (3) 正当な理由がなく前条第5項に規定する入居をしないとき。

(同居の承認)

第9条 入居者は、従前居住者用賃貸住宅への入居の際に同居した親族以外の
者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を
得なければならない。

2 市長は、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、前項の
承認をしないものとする。

(平20条例9・一部改正)

(入居の承継)

第10条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き従前居住者用賃貸住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、入居者の死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が暴力団員であるときは、前項の承認をしないものとする。

(平20条例9・一部改正)

(家賃の決定)

第11条 従前居住者用賃貸住宅の毎月の家賃は、毎年度、第13条第2項の規定により認定された収入（同条第3項の規定により更正された場合にあっては、その更正後の収入。第26条第1項において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第2条に規定する方法の例により算出した額とする。ただし、入居者から第13条第1項の収入の申告がない場合において、第28条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、当該入居者が、その請求に応じないときは、当該従前居住者用賃貸住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の規定により政令第2条に規定する方法の例により従前居住者用賃貸住宅の家賃を算出する場合において、同条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値に相当するものは、市長が別に定めるものとする。

- 3 近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法の例により算出した額とする。
- 4 市長は、入居者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第8条各号に掲げる者に限る。）が第13条第1項に規定する収入の申告をすること及び第28条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の従前居住者用賃貸住宅の毎月の家賃を、毎年度、省令第9条に規定する方法の例により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で政令第2条に規定する方法の例により算出した額とすることができる。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した家賃が、公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和26年法律第193号）（以下「改正前の公営住宅法」という。）第12条の規定の例により算出した額を超えるときは、同条の規定の例により算出した額を家賃とする。
- 6 第4条第4項の規定による入居者（以下「仮入居者」という。）の家賃については、第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、これを徴収しないものとする。

（平12条例41・平27条例36・平29条例36・一部改正）

（家賃等の端数計算）

第 1 2 条 前条第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定により従前居住者用賃貸住宅の家賃を算出する場合、同条第 3 項の規定により近傍同種の住宅の家賃を算出する場合又は第 2 7 条第 2 項及び第 3 項の規定により割増賃料を算出する場合においては、その額に 1 0 0 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1 0 0 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(平 2 9 条例 3 6 ・一部改正)

(収入の申告等)

第 1 3 条 入居者（仮入居者を除く。次項及び第 3 項、次条、第 1 5 条並びに第 2 6 条から第 2 8 条までにおいて同じ。）は、毎年度、市長に対し、規則で定めるところにより、収入を申告しなければならない。

2 市長は、第 1 1 条第 4 項の規定により把握した収入又は前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該認定した額を入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(平 1 2 条例 4 1 ・令元条例 5 3 ・一部改正)

(家賃の減免又は徴収猶予)

第 1 4 条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情のいずれかに該当する場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める入居者に対して市長が

定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) 年度の途中で失業等により収入が変動した場合であつて、当該年度中に収入の再認定をすることができない事情があるとき。
- (5) その他市長が特別の事情があると認めるとき。

(家賃の納付)

第15条 市長は、入居者から第7条第4項の入居可能日から当該入居者が従前居住者用賃貸住宅を明け渡した日（第30条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは、当該請求のあった日）までの間、家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日（その日が12月31日であるときは翌年の1月4日とし、月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その期限が、日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

3 入居者が、新たに従前居住者用賃貸住宅に入居した場合又は従前居住者用賃貸住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算によるものとする。

4 入居者が、第29条第1項に規定する手続を経ないで従前居住者用賃貸住

宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡し日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第16条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収するものとする。ただし、仮入居者の敷金については、これを徴収しないものとする。

2 市長は、第14条各号に掲げる特別の事情のいずれかに該当する場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 市長は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金を当該債務の弁済に充てることができる。この場合において、当該入居者は、市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

4 第1項に規定する敷金は、入居者が従前居住者用賃貸住宅を明け渡すときにこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除した額を還付する。

5 敷金には、利息を付さない。

(令元条例53・一部改正)

(敷金の運用等)

第17条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用するものとする。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第18条 従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき事由によって、前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項の規定にかかわらず、入居者は、市長の指示に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第19条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設、エレベーター及び給水施設の使用に要する費用
- (4) 前条第1項に規定するもの以外の従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(平16条例43・一部改正)

(入居者の保管義務等)

第20条 入居者は、従前居住者用賃貸住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、従前居住者用賃貸住宅又は共同施設が滅失し、又は毀損したときは、当該入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(令元条例53・一部改正)

第21条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第22条 入居者が従前居住者用賃貸住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

第23条 入居者は、従前居住者用賃貸住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第24条 入居者は、従前居住者用賃貸住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該従前居住者用賃貸住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第25条 入居者は、従前居住者用賃貸住宅を模様替し、若しくは増築し、又は当該従前居住者用賃貸住宅の敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該従前居住者用賃貸住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 入居者は、第1項の承認を得ずに従前居住者用賃貸住宅を模様替し、若しくは増築し、又は当該従前居住者用賃貸住宅の敷地内に工作物を設置したときは、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者に関する認定)

第26条 市長は、毎年度、第13条第2項の規定により認定した入居者（第4条第5項の規定による入居者を除く。以下この条において同じ。）の収入の額（入居者（省令第8条各号に掲げる者に限る。）が第13条第1項に規定する収入の申告をすること及び第28条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、省令第9条に規定する方法の例により把握した当該入居者の収入の額）が第4条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が従前居住者用賃貸住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(平27条例36・平29条例36・一部改正)

(収入超過者に対する割増賃料)

第27条 前条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に従前居住者用賃貸住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を割増賃料として支払わなければならない。

2 前項の規定による割増賃料の額は、近傍同種の住宅の家賃（第11条第5項の規定に該当する場合にあっては、同項に規定する額。以下同じ。）から第11条第1項本文、第4項及び第5項の規定による家賃の額を控除した額に政令第8条第2項の表の上欄各項に定める入居者の収入の区分に応じてそれぞれ下欄各項に定める率に相当する率を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した割増賃料の額が、改正前の公営住宅法第21条の2第2項の規定の例により算出した額を超えるときは、同条の規定の例により算出した額を割増賃料とする。

4 第14条及び第15条の規定は、第1項の割増賃料について準用する。

(平27条例36・平29条例36・一部改正)

(収入状況の報告の請求)

第28条 市長は、第11条第1項若しくは第4項の規定による家賃の決定、前条第1項の規定による割増賃料の決定、第14条（前条第4項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは割増賃料の減免若しくは徴

収の猶予又は第16条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者又はその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(令元条例53・一部改正)

(住宅の検査)

第29条 入居者は、従前居住者用賃貸住宅を明け渡そうとするときは、7日前までに市長に届け出て、第42条に規定する従前居住者用賃貸住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第25条の規定により従前居住者用賃貸住宅を模様替し、若しくは増築し、又は当該従前居住者用賃貸住宅の敷地内に工作物を設置したときは、前項の検査の時までに、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第30条 市長は、入居者が次の各号（仮入居者の場合にあっては第2号を、第4条第5項の規定による入居者の場合にあっては第7号を除く。）のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、従前居住者用賃貸住宅の

明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃又は割増賃料を3月以上滞納したとき。
- (3) 従前居住者用賃貸住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な事由によらないで引き続き15日以上従前居住者用賃貸住宅を使用しないとき。
- (5) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）。
- (6) 第9条第1項、第10条第1項及び第20条から第25条までの規定に違反したとき。
- (7) 入居者が第4条第1項第1号（仮入居者にあつては、同条第4項）に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 前項の規定により従前居住者用賃貸住宅の明渡しを求めた入居者は、速やかに当該従前居住者用賃貸住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた入居者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃及び割増賃料の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から従前居住者用賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第7号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた入居者に対し、請求の日の翌日から従前居住者用賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

(平12条例41・平20条例9・平27条例36・令元条例53・
一部改正)

(駐車場の管理)

第31条 駐車場の管理は、市長がこれを行うものとする。

(使用許可)

第32条 駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

第33条 駐車場を使用することができる者は、市長が別に定める場合を除き、次の各号（仮入居者の場合にあっては、第3号を除く。）の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 入居者又は同居者であること。
- (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
- (4) 第30条第1項各号（仮入居者の場合にあっては第2号を、第4条第5項の規定による入居者の場合にあっては第7号を除く。）に規定するいず

れの場合にも該当しないこと。

(平 2 7 条例 3 6 ・ 令 7 条例 3 3 ・ 一部改正)

(使用の申込み)

第 3 4 条 駐車場を使用することを希望する者は、市長の定めるところにより、
駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として
決定し、その旨を当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）
に対し通知するものとする。

(令 7 条例 3 3 ・ 一部改正)

(使用者の決定)

第 3 5 条 市長は、前条第 1 項の規定による申込みをした者の数が、使用させ
るべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところによ
り、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定するものとする。た
だし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場
合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は、特定の者
に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

第 3 6 条 使用決定者は、第 3 4 条第 2 項の規定による通知を受けた日から 1
0 日以内に次に掲げる手続（使用決定者が仮入居者の場合にあっては、第 2
号に規定する手続を除く。）をしなければならない。

- (1) 市長が別に定める所定の書類を提出すること。
- (2) 第39条に規定する保証金を納付すること。
- 2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 市長は、使用決定者が前2項に規定する期間内に第1項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知するものとする。
- 5 使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から14日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

第37条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 仮入居者が駐車場を使用する場合の使用料は、第1項の規定にかかわらず、これを徴収しないものとする。

(使用料の変更)

第 38 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

(保証金)

第 39 条 市長は、使用決定者から 3 月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。ただし、仮入居者の保証金については、これを徴収しないものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 第 16 条第 3 項から第 5 項まで及び第 17 条の規定は、第 1 項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「使用者」と、「敷金」とあるのは「保証金」と、「従前居住者用賃貸住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(令元条例 53・一部改正)

(使用許可の取消し)

第 40 条 市長は、使用者が次の各号（使用者が仮入居者の場合にあっては、第 2 号を除く。）のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
- (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 駐車場又はその附帯設備を故意に毀損したとき。
- (4) 正当な理由によらないで引き続き15日以上駐車場を使用しないとき。
- (5) 第33条に規定する使用者の資格を失ったとき。
- (6) その他市長が必要があると認めるとき。

2 前項の規定については、第30条第2項から第4項までの規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「従前居住者用賃貸住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居した」とあるのは「使用を開始した」と、「住宅の家賃」とあるのは「駐車場の使用料」と、「家賃及び割増賃料」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(令元条例53・令7条例33・一部改正)

(準用)

第41条 駐車場の使用については、第31条から前条までに定めるもののほか、第15条、第22条、第23条、第24条本文、第25条第1項本文及び第29条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「第7条第4項の入居可能日」とあるのは「第36条第4項の使用開始日」と、「従前居住者用賃貸住宅」とあるのは「駐車場」と、「第30条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは、当該請求のあった日」とあるのは「第4

0 条第 1 項の規定による明渡しの請求のあったときは、当該請求のあった日」と、「に入居した」とあるのは「の使用を開始した」と、「第 29 条第 1 項」とあるのは「第 41 条において準用する第 29 条第 1 項」と、「入居の」とあるのは「使用の」と、「住宅以外」とあるのは「駐車場以外」と読み替えるものとする。

(令 7 条例 33・一部改正)

(従前居住者用賃貸住宅監理員)

第 42 条 従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、従前居住者用賃貸住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、従前居住者用賃貸住宅監理員（以下「監理員」という。）を置く。

2 監理員は、市長が市の職員のうちから任命する。

(従前居住者用賃貸住宅管理人)

第 43 条 市長は、監理員の職務を補助させるため、従前居住者用賃貸住宅管理人（以下「管理人」という。）を置くことができる。

2 管理人は、監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等入居者との連絡の事務を行う。

3 前 2 項に規定するもののほか、管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第 44 条 市長は、従前居住者用賃貸住宅の管理上必要があると認めたときは、

監理員又は市長の指定した者に従前居住者用賃貸住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の規定により、現に使用している従前居住者用賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該従前居住者用賃貸住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(入居決定等に関する意見聴取)

第45条 市長は、従前居住者用賃貸住宅の入居者を決定しようとするとき、又は現に入居している者（現に同居している者及び同居しようとする者を含む。）について必要があると認めるときは、第4条第1項第5号、第9条第2項、第10条第2項及び第30条第1項第5号に該当する事由の有無について、大分県警察本部長の意見を聴くことができる。

(平20条例9・追加)

(指定管理者の指定)

第46条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次に掲げる要件を満たす者のうちから市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の管理を行わせることができる。

(1) 従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の管理を行うに当たり、平等な利用

を確保することができる者であること。

(2) 従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の管理を効率的かつ適正に行う内容の事業計画書を作成した者であること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有する者であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による指定は、従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の管理を行おうとする者の市長に対する申請により行う。

3 前項の規定による申請は、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(平28条例41・追加)

(指定等の告示)

第47条 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者による管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(平28条例41・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第48条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

(平 2 8 条例 4 1 ・ 追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 4 9 条 市長は、従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものを指定管理者に行わせることができる。

- (1) 第 4 条第 5 項の規定による入居者の公募（同項後段の規定に基づき市営住宅条例の規定の例により行う公募をいう。）に関する業務
- (2) 入居者の入居及び退去に関する業務
- (3) 入居者の指導及び連絡に関する業務
- (4) 家賃及び駐車場の使用料の収納に関する業務
- (5) 従前居住者用賃貸住宅及び共同施設の維持管理及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(平 2 8 条例 4 1 ・ 追加)

(罰則)

第 5 0 条 市長は、入居者が詐欺その他不正行為により家賃又は割増賃料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する。

(平 1 1 条例 3 7 ・ 一部改正、平 2 0 条例 9 ・ 旧第 4 5 条繰下、平 2 8 条例 4 1 ・ 旧第 4 6 条繰下)

(委任)

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平20条例9・旧第46条繰下、平28条例41・旧第47条繰下)

附 則

この条例は、平成12年2月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第37号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第41号)

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第42号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年条例第43号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第76号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２８年条例第４１号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第３条の改正規定は、大分都市計画事業大分駅南土地区画整理事業の換地処分の公告の日の翌日から施行する。

附 則（平成２９年条例第３６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第５３号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第１条中大分市特定公共賃貸住宅条例第２２条第４項、第２６条第１項第３号、第３６条第１項第３号及び第４１条第１項第２号の改正規定、第２条中大分市地域特別賃貸住宅条例第２１条第２項、第３２条第２項第３号及び第４２条第１項第３号の改正規定並びに第３条中大分市従前居住者用賃貸住宅条例第１３条第２項、第２０条第２項、第２８条第１項、第３０条第１項第３号及び第４０条第１項第３号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和２年条例第５５号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年条例第１５号）抄

（施行期日）

１ この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年条例第３３号）

この条例は、公布の日から施行する。